

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	北海道社会事業協会帯広看護専門学校
設置者名	社会福祉法人北海道社会事業協会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	67単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	北海道社会事業協会帯広看護専門学校
設置者名	社会福祉法人北海道社会事業協会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	外部評価委員会
役割	学校運営や教育活動の改善を目的として、学校の教育活動や運営状況について、年1回学校職員と委員とで会議をもち、意見交換をして改善点を見出す。 当該委員会の意見は、当校が輩出したい人材を育成できる教育機関として、発展的な役割を果たすために教職員に周知し、教育活動の維持・向上を図るために活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院 看護部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日	臨地実習先責任者
社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院 看護部長	令和7年1月1日～令和8年3月31日	法人内施設看護責任者
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	北海道社会事業協会帯広看護専門学校
設置者名	社会福祉法人北海道社会事業協会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画書は当校学則に基づき設定された科目について、3月末までに作成し、入学時に学生全員に配布している。 また、入学時のガイダンスや2年3年次前期開始時に「教育課程」を用いて年間の履修科目について説明している。科目修了時には、講師と科目目標と教授内容、評価方法について検討し、科目目標と整合性のある教授方法へ改定し、次年度の教育課程を作成している。 作成した授業計画書は当校ホームページに6月までに公表している。	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公表 https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 【単位の認定】 ・学則第9条（単位の認定及び学習の評価）に基づき、履修時間の3分の2以上出席し、かつ試験に合格すること、と定められている。施行細則第5条（単位の認定及び学習評価）に拠って、履修時間の3分の2以上を出席していない者で、（1）病気負傷などによる入通院など、学校長が認めた場合補習が認められる。補習の内容が欠席時間数を補っていると判断した場合、出席時間数とみなす。 ・試験は、各科目の講師ごとに行うものとし、複数の担当講師が教授する場合は、各講師の配点を合算し100点満点の試験として評価する。 ・学習の評価は、「秀（90点以上）」、「優（80～89点）」、「良（70～79点）」、「可（60～69点）」、「不可（60点未満）」とし、可以上を合格とする。但し、科目によっては、合格または不合格の標語をもって表す。 ・施行細則の第5条7項（3）により、傷病そのほかやむを得ない理由により、試験を欠席した者に対しては、追試験を行うことができるが、この場合、評価は素点の80％に換算した取得点数を評価の対象とする。 ・試験及び追試験の結果、不合格になった者については、願い出が受理された場合、再試験を行う。再試験は、60点以上の得点をもって、合格とする。再試験で合格した場合の評価は、素点の如何に関わらず、全て「可」となる。 ・実習に関する科目は、臨床指導者並びに病棟管理者と合議による評価とする。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。			
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)			
1. 成績評価の仕方			
当校では以下の方法により成績評価。科目毎に評価の方法は異なり、詳細はシラバスに記載している。			
2. 成績評価基準とG P A評価			
成績評価は1 0 0点満点とし、それを秀・優・良・可・不可にて評価する。成績下位者 1/4 に該当する指標の数値はG P Aで示す。それぞれの基準は以下のとおりである。			
G Pは履修した科目の成績(秀・優・良・可・不可)を数値に置き換えたもの			
区 分	評 価	評 点	G P (グレートポイント)
合 格	秀	9 0～1 0 0点	4. 0
	優	8 0～8 9点	3. 0
	良	7 0～7 9点	2. 0
	可	6 0～6 9点	1. 0
不合格	不可	5 9点以下	0. 0
対象外	認定	(認定科目の合格)	—
3. 当校では2 0 2 2年度入学生からG P A制度を導入。G P Aは自己の全成績を数値化し、それを認識することでその年の学習成果や数値目標を立てて自主的に学習していくことを望んでいる。			
4. G P Aの計算方法			
$G P A = \frac{(A \text{の科目数} \times 4) + (A \text{の科目数} \times 3) + (B \text{の科目数} \times 2) + (C \text{の科目数} \times 1)}{\text{履修した科目数}}$			
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページにて公表 https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/		
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。			
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)			
本校学則施行細則第6条(卒業)に基づき、運営会議をもって認定する方針を学生便覧に示している。			
卒業認定については、3年次の年度末に、学則に基づく卒業時に必要な単位認定数(113単位)の認定単位数、及び各科目の評定を以て、卒業認定会議で認定する。			
ディプロマ・ポリシー(卒業認定の基本方針)			
・豊かな感性を身につけ、人の可能性を信じ、自己も他者も大切にできる。			
・自己を客観的に見つめ内省することができる。			
・医療従事者としての倫理観に基づき、生命と個人の尊厳を擁護できる。			
・安全かつ安楽な看護を実践するために、臨床判断に必要な知識・技術・態度が身についている。			
・その人らしい生活を支えるために、対象の持てる力を活かした援助を考える力が身についている。			
・医療チームの一員として多職種との連携・協働ができる。			
・変化する時代や地域社会のニーズに対応できるよう、多様な人々と連携・協働ができる。			
・看護に対する探究心をもち、自ら学ぶ姿勢を持ち続けることができる。			
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページにて公表 https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/		

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	北海道社会事業協会帯広看護専門学校
設置者名	社会福祉法人北海道社会事業協会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/
収支計算書又は損益計算書	https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/
財産目録	https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/
事業報告書	https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/
監事による監査報告（書）	https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		専門課程	看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼	3, 0 2 5時間／ 1 1 3単位	1, 990 時間 /90 単位	単位時間 /単位	1, 035 時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
			3, 0 2 5時間／1 1 3単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
9 0 人		8 1 人	0 人	9 人	1 2 5 人		1 3 4 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）授業方法と内容、年間の授業計画については、年度末の単位認定者数、認定時の評定（平均点と分散、昨年度との比較）と、学生の授業評価アンケートを突合しながら、教務会議で、授業方法及び内容、年間の授業計画について決定している。決定内容は、次年度の教育課程に反映させている。
成績評価の基準・方法
（概要）授業科目の評価は1科目100点を満点とし、シラバスに掲載している成績評価の方法に則り、評価している。臨地実習については到達目標毎に、臨地実習管理者及び実習指導者と合議で評価している。 評価基準は、「90点以上」、「80点以上90点未満」、「70点以上80点未満」、「60点以上70点未満」、「60点未満」の5区分に分け、60点以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）卒業認定基準について：学則第3章卒業10条（卒業）に拠り、所定の全教育課程を修了した者に対して卒業を認定する。 進級の認定基準について：当校が定める各学年で習得すべき単位を修得している者に対して、進級認定会議を以て認定する。

学修支援等
(概要) 個人面談、保護者面談、カウンセラーによるカウンセリングなどの支援体制を整備している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
25人 (100%)	1人 (4.0%)	24人 (96.0%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 道内7ヶ所にある北海道社会事業協会系列病院に全員が就職。			
(就職指導内容) 企業内教育機関としての設置理念を学校案内・募集要項に掲載し、受験対象者に説明している。また、入学者には、当校の企業内教育機関としての役割を指導し、卒業後の就業先について、在学中に訪問し理解した上で就業することを指導している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、専門士(医療専門課程)の称号、保健師・助産師養成所受験資格、看護大学への編入資格。			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
83人	3人	3.6%
(中途退学の主な理由) 学力が及ばず進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任制の導入、スクールカウンセラーの導入、定期面談の実施、必要に応じて保護者面談。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	100,000 円	360,000 円	272,000 円	実習費、教科書代他
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
入学生全員に北海道社会事業協会看護学生等奨学貸付金（月額6万円又は8万円）が貸与され、卒業後、道内7ヶ所にある協会病院に3年間又は4年間勤務すると返還免除となります。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページにて公表 https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
帯広看護専門学校自己点検・自己評価の評価結果を基に以下の事項について審議し、教育活動及び学校運営全般の改善に資することを目的とする。 1. 学校運営の評価 2. 教育理念・教育目的 3. 教育課程の編成 4. 講師、施設に関する事項 5. 学生の生活支援 6. 学生の募集、入学後の動向 委員は臨地実習施設看護責任者、同施設指導管理者及び外部講師の3名を選出することとしている。 当該委員会委員の助言、意見などの評価結果については、実施責任者を学校長とし、学校運営等の改善に活用するために年度内に改善方策の見直しを行う。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
北海道社会事業協会 帯広看護専門学校 外部講師	令和6年4月1日～令和8年3月31日	講師代表
社会福祉法人北海道社会事業協会 帯広病院 看護副部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日	臨地実習先責任者
社会福祉法人北海道社会事業協会 帯広病院 看護師長	令和6年4月1日～令和8年3月31日	臨地実習先指導管理者
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページにて公表 https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページにて公表

<https://www.obihiro-kango.com/school/johokoukai/>

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H101320700079
学校名（〇〇大学 等）	北海道社会事業協会帯広看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	社会福祉法人北海道社会事業協会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		12人（－）人	13人（－）人	13人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				13人（－）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。